

## ご意見と回答

### 提案・意見

#### 夏休み中の小学生の遊び場(回答:12月16日時点)

(2025年12月受付)

少し先のことですが、夏休み中の小学生の遊び場や居場所を確保して頂きたいです。学童に入ってなく、親がみていたり働いていて一人で留守番している家庭で友達ともあそべず、ゲームやテレビのみになってしまっているご家庭が多いと思います。

学校の教室を一部開放していただいたり、体育館や運動場で子供があそべたりすごせる場をつくってほしいです。

### 回答

夏休み中のお子さまの居場所の確保に関しては、市でも重要な課題として認識しております。現在、市には児童館・児童センターが7か所あり、長期休暇中は午前から開館し、早い時間からご利用いただけます。また、夏休み中は市内各所で豊富なイベントや体験プログラムを開催しておりますので、広報等をご確認の上、お役立ていただければ幸いです。

さらに、安心して参加できる環境づくりを進めるために、働いているご家庭や、児童館を利用していないご家庭にも情報が十分に届くよう、学校や広報誌、SNSを活用した情報発信をさらに強化してまいります。

その一方で、子どもたちが学校施設を利用する際の安全を確保するための体制を整えることが困難であることから、教室や体育館の開放は難しいというのが実情です。ご理解賜りますようお願いいたします。

お寄せいただいたご意見を参考に、地域の子どもたちが楽しく有意義な時間を過ごせるよう、引き続き取り組んでまいります。

子育て応援課・学校教育課(2025年12月回答(12月15日~19日))

カテゴリ:健康・福祉・子育て・教育>子育て

## ご意見と回答

### 提案・意見

お米券(回答:12月15日時点)

(2025年12月受付)

臨時国会での地域重点支援金(お米券)は伊勢市はいつ頃開始されますか  
お米券以外でも自由に使い道がありますが。また給食費の補助に使われたりお店応援商品券になってしまふのですか。お店応援商品券で、費用対効果は伊勢市税収UPにどれだけ貢献の結果になっているのですか。現政権がDOGEを始める予定ですが。伊勢市に地方交付金の予算での事業の結果が100%以上の効果があるのですか

### 回答

重点支援地方交付金は、国が示す推奨事業メニューを参考に、地域の実情を踏まえ各自治体で物価高騰による生活支援への対応策を行うこととされています。現時点では、国から詳細な交付金額や制度の全容が示されていないことから、市としても検討を進めています。

ご意見いただいている市内のプレミアム付商品券については、購入いただいた方が伊勢市内の小売店等で使用される際、商品券の購入額以上の買い物が可能となり、使用いただくことで地域経済の活性化に繋がるものと考えております。ご理解の程よろしくお願ひいたします。

財政課(2025年12月回答(12月15日~19日))

カテゴリ:その他>その他

## ご意見と回答

### 提案・意見

神久町内に公園がありません。公園を作つてほしいです。(回答:12月15日時点)

(2025年12月受付)

神久町内に暮らしていますが、気軽に遊びに行ける公園が近所にひとつもありません。

ホテルキャッスルイン横にある神久公民館前に広場がありますが、日当たりも悪く、またホテルの駐車場となっており、子供を遊ばせるには危険です。

また、遊具も老朽化により撤去されています。

道路で遊んだり、空き地で遊んでいる子どもを町内でよく見かけます。

神久町内の子どもや、お年寄りが気軽に立ち寄れる交流の場が欲しいです。

維持費がかかる特別な遊具はいりません。

子どもたちが安全に走り回れるような広場、

お年寄りが散歩に出てベンチに座ってひと息つけるような広場を

神久町内に作つていただけないでしょうか。

### 回答

伊勢市内には、市街地を含め約250箇所の公園が存在しており、その多くがメンテナンスを要する時期を迎えており、施設の維持管理が課題となっています。現在、市では、既存の公園における安全確保を優先事項として、老朽化した遊具の計画的な更新を進めており、子どもたちが安全で安心して遊んでいただける公園整備に取り組んでおります。

今回、ご要望をいただいております神久地区への新たな公園整備については、上記理由に加えて、財政状況なども考慮しますと非常に困難であると考えております。

一方で、既存公園における老朽化した遊具の更新に際しては、地元自治会との協議を通じて公園利用者の状況を把握し、遊具等の選定を行っております。このように、少しでも利用者の皆様のニーズに応じた公園整備を行えるよう努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

基盤整理課(2025年12月回答(12月15日~19日))

カテゴリ:まちづくり・インフラ>まちづくり

## ご意見と回答

### 提案・意見

#### PTA 勧誘のあり方に関するご提案(回答:12月16日時点)

(2025年12月受付)

先日、学校から PTA 案内文書が配布されました。

その内容は PTA への加入を前提としており、「入会しない」という選択肢は記載されていませんでした。

これでは「みんな入っているから「子どものために断れないかも」と感じてしまい、保護者の自由な判断を妨げるとともに、基本的人権の観点からも問題があります。

PTA は本来、すべての保護者や教職員が自由に入退会を判断できる任意の団体です。

この原則は市からも周知されているはずですが、学校の勧誘方法がそれに沿っていないのはなぜでしょうか。

加入が事実上の「義務」となれば、会費だけが自動的に徴収され、前年の活動をそのまま繰り返すだけになります。また、PTA 会費で学校備品を購入することが慣例化すれば、本来公費でまかなうべき費用を保護者が負担することになり、透明性が損なわれるおそれがあります。

よって、PTA 勧誘の際は、活動内容や意義を示したうえで、保護者が自らの意思で「入会する・入会しない」を選べるような、公平な案内をお願い申し上げます。

### 回答

PTA の加入方法や活動内容につきましては、任意団体である各PTA団体で決定していくものでございますが、教育委員会としましては、いただいたご意見を学校に対し周知いたします。

学校教育課(2025年12月回答(12月15日~19日))

カテゴリ:健康・福祉・子育て・教育>教育

## ご意見と回答

### 提案・意見

地方税法施行令に定める特別障害者控除の証明について(回答:12月17日時点)

(2025年12月受付)

税申告を取り扱う税務課に質問します。

地方税法施行令第7条の15の7に特別障害者の範囲が書かれています。

質問① 6号にある「常に就床を要し、複雑な介護を要する者」ことを証明するためには何が必要でしょうか。

質問② 7号にある「その障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者」は介護保険課で証明をもらうことで特別障害者控除を受けますが、実際に要介護状態で介護保険課で特別障害者の証明を受けた人と同じ要件でありながら証明をもらえない人については特別障害者控除をとりたくても証明がなければ特別障害者控除はとれないのでしょうか。もし介護保険課の証明がなければ他に同様の証明に変えられる書類はありますか。あれば具体的な例を教えてください。

質問②補足 証明を受けられない人の例としては、6級から3級の侵害障害者手帳をすでに持っている場合です。とめなおしだけですが介護で特別障害者の証明をもらった障害者手帳を持っていない人は特別障害者控除を受けられ、同程度の要介護状態の人でも介護の特別障害者証明をもらえなければ、3級より軽い身体障害者手帳の普通障害者の控除しか控除できないのですか。もしそうだとすれば、取り扱いが不平等ですよね。このへんは法律にはっきりダメって書いてあるのでしょうか。

## 回答

1つ目のご質問についてでございますが、「常に就床を要し、複雑な介護をする者」であることを証明するものは、確認するために必要な書類としての定めはありませんが、その状態(12月31日の現況で、引き続き6ヶ月以上にわたり就床を要し、介護がなければ自ら排便等のできない状態にある人)が分かる書類を確認し総合的に判断するものになります。確認できる主な書類は、上記の状態と分かる内容の記載の「医師の診断書」などです。

また、2つ目のご質問についてでございますが、「障害者控除対象者認定書」は、精神又は身体に障害のある年齢65歳以上の方のうち、障害者手帳を有していない方にのみ、「伊勢市障害者控除対象者認定に関する要領」に基づいて交付されますので、あくまでも障害者手帳の補完という位置づけとなります。

なお、「障害者手帳」および「障害者控除対象者認定書」のいずれも有していない方につきましては、1つ目のご質問にもありました「常に就床を要し、複雑な介護をする者」に該当し、確認書類により認められた場合は、特別障害者と判断されます。

税法上は、いずれの確認項目も優劣をつけるものではございませんが、申告時にご提示いただく書類の中で判断するものとなりますのでご理解賜りますようお願いします。

課税課(2025年12月回答(12月15日~19日))

カテゴリ:<暮らし・環境>税金

## ご意見と回答

### 提案・意見

税申告の障害者控除についての回答について(回答:12月17日時点)

(2025年12月受付)

質問の回答について質問します。

- ① 伊勢市介護保険課で、障害者手帳等をお持ちでない方が税法上の取り扱いを受けられるようにするための「伊勢市障害者控除対象者認定に関する要領」とはどこで見れるのでしょうか。伊勢市ホームページを探しましたが見当たりません。
- ② 「伊勢市障害者控除対象者認定に関する要領」に「障害者手帳を持っている人は介護認定の障害認定は受けられません」と書いてあるのでしょうか。そこに法的根拠もあるのでしょうか。

必要であれば障害の程度に応じた手帳を取得いただきますようお願いしますって、今から年内に障害者手帳ってとれるのですか？税申告の控除に間に合いませんよ？

証明してもらえないし、特別障害にしたければ手帳の申請をするようにって、よくわからない回答だし、それが難しいと言っているのに他人事のように扱われて不親切だと思います。

### 回答

まず1つ目のご質問につきまして、「伊勢市障害者控除対象者認定に関する要領」は事務の取扱い要領であるため公開しておりませんが、必要な場合はお見せすることができますので介護保険課までご連絡ください。

次に2つ目のご質問につきまして、障害者控除は所得税法施行令第10条、地方税法施行令第7条および第7条の15の7を法的根拠としており、要領では伊勢市として必要な事項を定めて運用しております。伊勢市での障害者控除対象者認定は、障害者手帳等の交付を受けていない方を制度上補完するために対象としておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

介護保険課(2025年12月回答(12月15日～19日)

カテゴリ:健康・福祉・子育て・教育>福祉